

幸手市高齢者・障害者 地域見守り支援ネットワーク

市では、高齢であっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域住民・民間事業者・そのほかの関係事業者および行政が連携し「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築しています。

このネットワークは、日常生活や日常業務・活動の中での高齢者や障がい者へのかかわり、見守りや声かけの活動をとおして、ちょっとした変化などに気付いたとき、構成機関の連携による早期発見・相談など、効果的な支援につなげていくという活動です。

介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者、警察、医療機関、民生委員、商工会、社会福祉協議会、金融機関、高齢者健康体操自主グループなど135の機関の登録をいただき、それぞれの業務や活動の中でネットワーク活動にご協力いただいています。



ネットワーク登録機関の目印▲

2月12日（金）全体会を開催しました



◀全体会の様子

2月12日（金）ウェルス幸手で各関係機関から76人が参加し、全体会を開催しました。

ネットワークの平成27年度の実績を報告するとともに、認知症高齢者などへの声かけ模擬体験を実施し、見守り活動に対する意識を高め合いました。

みなさんも気軽な気持ちで温かいつながりを作っていきましょう

顔を合わせたときに、あいさつをするなど、日常生活の中で、ごく当たり前にしているお付き合いを通じて、地域の中で見守り合う温かいつながりを作っていきましょう。



◀声かけ模擬体験の様子

自治会や企業などの団体のメンバーで、認知症高齢者などへの声かけ模擬体験を実施したい場合は、ネットワーク事務局までご連絡ください。

【気になる高齢者・障がい者の情報連絡先】

～障がい者～

○幸手市障害者虐待防止センター（社会福祉課内）
☎（42）8435・FAX（43）5600

～高齢者～

○幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内）
担当地域：権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区
☎（53）6151・FAX（53）6160

○幸手西地域包括支援センター（旧香日向小学校内）
担当地域：幸手・行幸・長倉・上高野小学校区
☎（40）3443・FAX（44）0870

○幸手市高齢者・障害者地域見守り支援
ネットワーク事務局（介護福祉課内）
☎（42）8438・FAX（43）5600

国民健康保険・後期高齢者医療制度 入院時の食事代負担額が変わります

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は、入院中の食事代について、食材料費相当を「標準負担額（1食、1日3回まで）」として、負担していただいています。

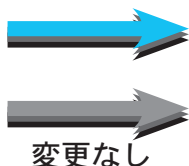
収入の状況により、認定を受け、事前に医療機関に提示することで、標準負担額が減額されますが、関係法令の改正に伴い、4月1日から一部の被保険者について、負担額が変更になりますのでお知らせします。

※すでに「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」を持っている人は、有効期限の7月末までそのままお使いいただけます。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 国民健康保険担当 内線 143
後期高齢者医療担当 内線 197

【3月31日まで】

所得区分	標準負担額（1食）
一般	260 円
低所得Ⅱ（*1）	210 円
低所得Ⅰ（*2）	100 円



【4月1日から】

所得区分	標準負担額（1食）
一般	360 円
低所得Ⅱ（*1）	210 円
低所得Ⅰ（*2）	100 円

（*1）低所得Ⅱ・・・（国保）同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人
（後期）世帯全員が住民税非課税の人

（*2）低所得Ⅰ・・・（国保）同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金収入の場合は80万円以下）の人
（後期）世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が0円（年金収入の場合は80万円以下）の人

※所得区分が「一般」に該当する被保険者のうち、「指定難病」、「小児慢性特定疾病」の患者の食事負担額は、現行の1食260円で据え置き

国民健康保険の 加入・脱退手続きは お済みですか？

手続きは 14 日以内に
ご自分で行う必要があります

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 143
FAX (43) 1125

続きをしないと、国民健康保険に加入できません。

また、加入の手続きが遅れた場合は、会社の健康保険を脱退した日までのぼって国民健康保険税を納めていただく必要があります。

▼会社に就職したときは

これまで国民健康保険に加入していた人が、就職や扶養認定など、ほかの健康保険に加入した場合も、手続きをしないと、国民健康保険を脱退することはできません。

脱退手続きが遅れた場合、国民健康保険に二重加入となり、国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診してしまった場合には、医療費を返還していただくことになります。

▼健康保険の再確認を

この機会に、ご自分が加入している健康保険をよく確認し、どこの健康保険にも加入していない無保険状態ではないか、国民健康保険との二重加入となっていないか、再度チェックしてみてください。

▼会社を退職したときは

会社を退職するなど、それまで加入していた健康保険（社会保険など）を脱退した人は、ご自分や世帯主の人が手

※国民健康保険への加入や脱退手続きなどの詳細については、お問い合わせください。